

# 瑞穂町地域保健福祉審議会

平成18年度第1回会議議事録

平成18年10月

瑞穂町福祉課

## 1 . 開催日時

平成18年10月4日(水)

## 2 . 開催場所

瑞穂町福祉会館 瑞鳳の間

## 3 . 委嘱式

1 ) 委嘱式

2 ) 挨拶

会長より挨拶。

3 ) 自己紹介

## 4 . 会議議事

1 ) 副会長 選出

副会長には森田委員が選出された

2 ) 地域保健福祉審議会の趣旨説明

会長 それでは、地域保健福祉審議会の趣旨説明を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 委員の変更に伴い、地域保健福祉審議会の委員構成、計画策定及び進捗管理について説明。

3 ) 地域保健福祉計画の進捗状況について

会長 地域保健福祉計画の進捗状況について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 事前配布の進捗状況の表に基づき説明。(別紙1)

#### 4) 質疑・意見聴取

会長 事務局の方からの説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。ご意見のある方は挙手の上、どうぞよろしくをお願いします。

委員 資料の19ページの1番、在宅生活支援の推進というところの、介護の項目なんですけれど、あゆみのことについて書いてあります。この現状のここを、地域保健福祉審議会、ここから介護までの説明を、もうちょっと詳しくお願いできればなと思います。今後のあゆみのあり方についてと、ここを特に説明をしていただきたいです。

会長 はい。在宅生活支援の推進ということで、事務局よりお願いします。

事務局 あゆみの関係でご質問が出ましたけれども、現在あゆみは指定管理者制度で瑞穂町の社会福祉協議会が運営しております。社会福祉協議会が、あゆみのあり方ということで検討され、その報告があがってきました。町といたしましてはその報告を受け、庁内連絡会を立ち上げ協議をしていきます。報告については、庁内連絡会の委員には提示をしておりませんので、これからその内容を提示して検討していきます。

委員 まだあまり進んでないということがわかりました。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 はい。他にございますでしょうか。

委員 同じく19ページですけれども、2の方です、真中辺の、10月からの相談支援事業及び移動支援事業を実施いたしますと書いてあり、その中で一般の相談とか相談事業が福祉センターあゆみ、後は箱根ヶ崎共同作業所となっていますけれど、これをもっと詳しく知りたいんですけれど、町側の方でも相談窓口ではないんですか。これはこちらの方に移動するということですか。障がい者の方が相談に行くときは福祉センターあゆみとか、精神障がいの場合は箱根ヶ崎共同作業所ということなんでしょうか。

会長 事務局より、よろしくお願いいたします。

事務局 10月から相談支援事業は必須事業として自立支援法の方でうたわれております。瑞穂町では既存の施設で相談事業を実施したいと考えまして、瑞穂町精神障がい作業所で精神の方をお受けする、あゆみでは心身障がい者の方をお受けするというので、この2つの事業所をお願いいたしました。瑞穂町の福祉課でも専門的な相談もお受けしますし、一般的な相談もお受けします。

委員 この2箇所とも専門家の方が常時いらっしゃるということですか。

事務局 はい、います。

会長 はい、他にございますでしょうか。

委員 13ページ、高齢者福祉事業の展開ということで、その中の、2社会参加活動への参加促進、この問題で老人クラブへの助成という項目がございます。現行計画の内容と現状の方は、まだそのままでございますけれども。瑞穂町の老人クラブとしては、クラブで年号を変えて設定した計画に基づいて活動実施するわけですが、この中で健康づくり、これが一番大きな問題になるわけですが、健康づくり事業として、健康づくりのための講演会、これが一候補ということで、まだこれは今年度実施しておりません。要するに難し過ぎるのは講師の選定。こういうものについては講師を、どういうふうな講師を選ぶかということについて、ご相談に乗っていただけるかどうかということです。それで、現在活動の中で、この中にあります、いきいきサロン、これはやっている地区とやらない地区が現在あるようでございますけれども、私、居住地が箱根ヶ崎ですが、これは、非常にいきいきサロンを待っている状態です、毎月。開講をやっていただきたいということを、非常に年寄り喜んでいて、もっと活発に地域を拡大していただきたいということでございます。それから、ニュースポーツ。これは大分ゲートボールというのが年寄りのスポーツの代表格でございます。現在は廃れている状況です。ゲートボール人口の高齢化ですね、非常に70歳80歳の人々が主力でゲートボールをやっているということで、今取り上げているのはペタンクというフランスで発祥した競技です。これが非常に盛んになってきております。これも講師を呼んでおりますが、シニアペタンク協会というのが、そういう協会がございますので、そっちから講師の派遣をお願いして行っております。健康づくりの中で問題になるのは、高齢者の料理教室で、年4回実施しておりますけれども、現在高血圧とか骨粗しょう症の対応の料理の作り方ということでやっておりますけれども、ただ瑞穂の場合は、箱根ヶ崎の北会館、

あそこ以外に思わしい施設がございません。また1回に利用する人員も限られていますので設定できないという状況でございます。一つ、健康づくりの方について、講師の派遣とか、筋肉トレーニング、ストレッチ、こういうものもやっておりますけれども、現在は、講師をお願いしている方が一生懸命やったださるんですけども、こういうものに対する、これが全般的にやるとなると、講師が不足するわけです。そういう場合に講師を斡旋していただけるか、それとか非常に体が弱っていますので、保健師を派遣していただけるか、そういうことの相談の窓口になっていただけるかどうかをお伺いしたいと思います。

事務局 ただ今のご質問なんです、現在老人クラブは20クラブありまして、各単位クラブに補助金、或いは連合会の方に補助金ということで交付させていただいております。今後も財政的な援助については、行わせていただきたいと考えております。講師の斡旋についてということなんです、高齢者福祉課に平成18年4月から地域包括支援センターという部署に、担当の職員が配置されまして、その中に保健師がいます。また保健師については、健康づくりの相談事業や、健康についての相談ですとか、簡単な講演会というんでしょうか、やっておりますので、そういう保健師を活用していただくことも一案かと思っております。また、講師斡旋等、町或いは社会福祉協議会の方にも相談して適任の方を斡旋できればと考えております。高齢者福祉課の方で、まずご相談いただいてもよろしいかと思っております。以上です。

委員 わかりました。

会長 ありがとうございます。他にございますでしょうか。せつかくの機会ですので保健福祉についてのご意見等ございましたらよろしく申し上げます。

委員 老人クラブの話の中でなんですけども、箱根ヶ崎北会館の調理実習ですよ。あそこだと、本当障がい者の方は余り使えない、車いすの方とか、寿楽にも2つ程テーブルがあってできるんですけども、障がい者の方でサロンを広げていこうという考えがもしあれば、そういうところも使えるところが、場所の中にあるといいなと、思いましたんで、気が付いたんで、はい。できたら2階じゃなくて1階で、障がい者の方も使えるような調理室があるといいかなと思えました。よろしく申し上げます。

事務局 全体的な部分では、それぞれの事業の中では、保健課並びに福祉課の方で、これからも検討していく必要な内容かなと思っております。個別的な部分で話させていただきますと、子ども家庭支援センターひばりの場合はあくまでも子どもが対象にな

りますので、18歳までのお子さんのご家庭であるならば、2階にあります調理室をご利用いただけます。ひばりは、新しくあとからリニューアルで作らせていただいていますので、エレベーターもありますし、段差もないという形になっております。保健課についても同じ様な形で入れますけれども、事業としての取り組みとしてできるかどうか、これから検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員 やはり18歳以上の障がいの方も、使いたいという声もあると思うんですね。高齢者のいきいきサロンも広がってきてますし、障がい者の方もそういうサロンみたいなのも広がって、調理実習をしたいというときに、じゃあ使おうかというときに使えないと。できれば町の中に一つでもあればということで、一つよろしく願いします。

会長 はい、どうぞ。

委員 この、町民主体の地域福祉活動の推進というA3番の中で聞かせていただきたいと思うんですけれども、この1ページ目の上から4行目になるんですか、福祉協力委員というような設置において研究事業の推進、ボランティア団体等の調整しながらということで、その右には先駆的に実施している近隣より情報収集(社協)ということが出ています。この中の災害時要援護者等と書いてありますけれども、今町では災害時要援護者台帳というようなお話も伺っているんですけれども、個人情報とか、プライバシーがあるよということで、障がい者あるいは高齢者一人世帯というのが、大変調査が難しいという中で、どの程度まで今台帳は整っているのか、またそれはどういう方向へ結びついていくのかお伺いしたいと思います。

会長 はい、お願いします。

事務局 障がい者全員の方に、今年の1月、今までの法律から障害者自立支援法に変わりますよというパンフレットと一緒に、障がい者の要援護台帳というのを送らせていただきました。件数にすると大体1000件近くの方に送らせていただいております。5月1日現在で335件くらいの方の登録がありまして、消防署にはその台帳を送りました。今福祉課には、あいうえお順、住宅順、あとは障がい者の台帳にその内容を入れたものがあります。災害時要援護台帳作成のときに民生委員と消防、警察に連絡をしていいですかということで、そこに「良い」という方のみ名前をいただいで、送り返していただいております。まだ民生委員にはお配りしていませんが、町の災害対策の担当にも今後台帳を送るということで、事業を進めている

ところ です。以上です。

事務局 会長、よろしいですか。

会長 はい。

事務局 高齢者福祉世帯の方の説明をさせていただきます。高齢者の方につきましては、6月の下旬に各民生委員のご協力を得まして、70歳以上の高齢者世帯の方を対象にしまして、配布の方をさせていただいております。対象は約1200件。10月4日現在の登録者数が818件ということで68%強ですか、かなり多くの方の登録をいただいております。現在、それを町内ごとに集計をし直しをしております。10月中旬を目途に集計をいたしまして、地区町内ごとに分けたものを一括して、消防署、町内の防災組織、各地区担当の民生委員にお渡しをさせていただきたいと思っております。個人情報については、ご本人の承諾を得て配布をさせていただくというよう一文を載せております。以上です。

会長 よろしいでしょうか。それでは、障害福祉計画について事務局より説明をお願いいたします。

#### 5) 障害福祉計画について

事務局 地域保健福祉計画の115ページに瑞穂町地域保健福祉審議会条例、117ページに瑞穂町地域保健福祉審議会条例施行規則が載っております。その第2条に沿ってのお願いです。専門分科会での障害者計画の審議をお願いします。本審議会の委員より、渡辺委員、大屋委員、村井委員、小林委員、宮城委員、石蔵委員、臼井委員。専門委員として、有路委員、森田委員、久保田委員を依頼します。名簿のご確認をお願いいたします。なお、詳細につきましては、担当より説明させていただきます。

事務局 障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく市町村の障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援、及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものであります。また、障害者自立支援法88条第4項においては、「障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村福祉計画と調和がとれたものに定めなければならない」となっております。市町村の障害福祉計画の策定は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき義務付けられております。瑞穂町では、長期総合計画及び地域保健福祉計画と調和の取れた計画を策定いたします。計画の基本的理念といたしまして、障がい者の自己決定と自己選択の尊重。市町村を基本とする

仕組みへの統一と3障がい制度の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス、基盤の整備と大きく3点が掲げられております。この理念に沿って平成23年度までに新体系のサービスへの移行を念頭におきながら平成18年度中に平成20年度までを第1期とする計画を策定するものであります。第1期につきましては福祉サービスの種類ごとの必要な量及び見込み量を確保しまして、その方策等を設定する事になっております。福祉サービスにつきましては、別紙(別紙2)を御覧になっていただいでよろしいでしょうか。今後のサービス体系と書いてある紙がありますが、こちらに、左側にはこれまでのサービス体系、居宅サービス、施設サービスとここに記載されてありますが、このサービスが平成18年度の10月からは介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業というふうな形になります。先程、事務局から専門分科会の報告をさせていただきましたが、委員さんには障害者施策及び事業の問題点等、今後の方向性の検討をしていただき、計画の策定をお願いしたいと思っております。

これからのサービス体系の介護給付の事業説明をいたします。まず、居宅介護ですが、入浴、排泄、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービスです。利用者負担は1割、平成18年4月からの新しい事業です。重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で基本的に18歳以上を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援を行う総合的なサービスです。利用者負担は1割、平成18年10月からの新しい事業です。行動援護とは、行動上著しく困難がある方を対象に、行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動の支援を行うサービスです。利用者負担は1割、平成18年4月からの新しい事業です。重度障害者包括支援とは、常に介護を必要とされる方を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供する支援です。利用者負担は1割、平成18年の10月から行っております。児童のデイサービスなんですが、瑞穂町は、今までサービス提供するにあたり、審査会で日数を決定していましたが、10月からは、1ヶ月10日ということで決定させていただいております。今まで14日を出していた方もいらっしゃるんですが、一律10日という形で事業をするようになりました。療養介護につきましては、基本的に18歳以上の方を対象に、主に日中病院などで行われる機能訓練や、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助など、医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービスです。利用者負担は1割、平成18年10月からの新しい事業です。生活介護につきましては、常に介護を必要とする方で、基本的に18歳以上を対象とした、主に日中、障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や創作活動及び生産活動のサービスです。利用者負担は1割、平成18年10月からの新しい事業です。その他、施設についてはあまり変わりはありません。以上簡単ですが、障害福祉計画の説明とさせていただきます。

会長 はい、ありがとうございます。事務局より詳しくご説明いただきました。このことに関してご意見等ございましたらよろしく申し上げます。

委員 はい。18歳以上のことは分りましたけれど、18歳以下の人はどうな取扱いになるのでしょうか。

事務局 18歳以上については町の審査会において、障害の程度区分を判定し、サービスを提供します。18歳以下につきましては、障害程度区分の判定をしませんので、サービスとしては今までと同じように審査会でサービスを決定いたします。

委員 わりました。

委員 この障害程度区分の調査ですけれども、審査委員会が、開催されて、今まで何人位審査対象になったのでしょうか。

事務局 60人程度です。

会長 他にございますでしょうか。

委員 障がい者の親から質問を、私受けてきたんですけれども、短期入所に入る枠と、それから通所で通っているということで、両方使う場合に、10日までということを決められていますよね、それで使った場合どういう枠内で金額が決めるのか、そこのところを知りたいんですけれども。わかりやすく言うと、もし私の娘だと、通所で15日間出て後の5日間を、ショートステイでどこかに預けた場合、金額が1ヶ月決まっていますよね、要負担分というのが。その金額がどういうふうに分けられるのか、そこをちょっと知りたいと思ひまして。どちらを優先にするんでしょうという。

事務局 短期は短期で計算しまして、通所は通所で計算します。

委員 それは、もし枠が、私の場合細かい話ですけど、37,200円ですか、その枠が決めているわけですね、限度が。それで通所で大体15,000円位使ったとします。残りのもので、この通所を使った金額が決まるわけですね。それが枠を越えた場合は、そこまでしか調整しないということですよ。

事務局 短期で 37,200 円、通所で 37,200 円まで負担していただくようになります。両方で 1 割ずつ負担していただいて枠を越えた場合は町が負担します。

委員 枠を越えた場合。はい、わかりました。

委員 障害者自立支援法というのは、今全国的に問題になっている部分があります。軽減策を取っているという、日本全体で見ますと。大体 4 割くらいがこの軽減策ということですか、要するに負担、余りにも上限を超えた場合、負担掛けてはいけないということで軽減策を取っているというところが、大体 4 割くらい日本全体であるみたいですけど。これからまた、少しずつ増えていくような自治体もありまして、例えば瑞穂町の場合は、かなり上限をオーバーした場合には、そういう軽減策というのは。

事務局 瑞穂町では、東京都で行っております、社会福祉減免とあと利用者の負担軽減の 3%、それだけで、町単独での負担軽減はありません。

委員 はい、なるほどね。

会長 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

委員 1 点いいですか。障害者自立支援法というのが変わって、1 割負担ということになって、まあ、いろんな意味で障がい者への支援の仕方がころころ変わったみたいなんですけど、全体的に 1 割負担ということで、当事者の負担が増えたのか、それとも減ったのか、それからその利用度は全体的に見てかなり増えているのかどうか、そういったふうな大所の鑑定を一つよろしくご説明をお願いしたいと思います。

事務局 確かに今おっしゃったように、障害者自立支援法によって利用者の負担が 1 割負担になりました。これは、利用者の利用の上限額というのを決めておりまして、生活保護の方はもちろん負担はないんですが、その生活保護のボーダーの方は 24,000 円、15,000 円とかというふうに区切られているのですが、課税世帯の方は所得がどれだけであろうとも、課税世帯というだけで 37,500 円の負担をしていただきます。課税世帯の方も社会福祉減免という減免もありませんし、37,500 円になるまで少しずつサービスを利用した場合に、1 割ずつ 1 割ずつ負担していき、その合計が 37,500 円までは自分で払っていただいて、あと残りの分は町が支払うという仕組みです。確かに 1 割負担になったということで、サービスの利用を減らす方もいますが、サービスを利用する方は年々増えております。町の負担は明らかに

減るとは思います。というのは、障害程度区分によってサービスの必要量が決められ一割負担となりましたから。障害者自立支援法の前の支援費制度ですと、例えばホームヘルプを、1日3時間1週間必要なんですということになると、1日3時間で一週間7日ですから21時間必要なんです。21時間で1ヶ月5週と数えると105時間くらいになってしまいます。その所得税の階層によって利用者が負担をしていたので、利用者負担というのはさほどありませんでした。お風呂も入りたい何もしたいということで、サービスは町が検討しますけど、これは1人住まいだから仕方がないかなということでサービスを提供することもあります。今は、あなたは障害程度区分は2ですよということになると、1ヶ月の家事ホームヘルプって19時間になり、一週間に3時間くらいにサービスがなくなってしまいますので、5週あると15時間になってしまいますから、本当にサービスが限られてしまうので、今は町の負担が減ってくると思います。瑞穂町は他市に比べると障がい者が多くっております。なので、一概にはいえませんが、ここで始まったばかりなので、今後の動向を見ていかないと、ちょっと答えることはできないんですけど、よろしいでしょうか。

会長 はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか、皆様。ありがとうございます。質疑がないようですので。

事務局 会長。すみません、いいですか。

会長 いいです。

事務局 今月10月10日第1回目の障害者の専門分科会を開催いたします。審議会の意向を受けまして、この計画に当たっての分科会を進め、その審議をしていただき、それをまた審議会の方に報告をし、最終的な計画を作成をしていくということになりますので、各委員の方々ご了承をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

会長 よろしいでしょうか。よろしかったら質疑もないようでございますので、以上で終わらせていただきます。委員長職を解かしていただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局 それでは閉会の言葉、副会長お願いいたします。

副会長 皆様方にはお忙しいところ、またお仕事の中出席いただきましてありがとうございました。長時間に渡り本当に慎重ご審議をいただき重ねてお礼申し上げます。これをもち

まして閉会といたします。